

農園芸作物の生産販売力強化支援事業実施要領

制定 令和 7 年 4 月 1 日付 7 産労農振第 1 4 3 号

第 1 趣旨

農園芸作物の生産販売力強化支援事業実施要綱（令和 7 年 4 月 1 日付 7 産労農振第 1 4 2 号。以下「実施要綱」という。）に基づく農園芸作物の生産販売力強化支援事業は、実施要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところにより実施するものとする。

第 2 事業実施主体

実施要綱第 2 に規定する事業実施主体は、以下のとおりとする。なお、本事業では個人は対象としないものとする。

1 都内の生産者団体

都内の生産者で構成される、次の団体。

（農業協同組合またはその連合会、農業協同組合の生産者部会）

2 都内生産者グループ

都内の農園芸の生産者 3 戸以上で構成される、次の要件を全て満たす任意グループ。

- （1）構成する生産者の 3 戸以上が、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条に基づき農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下、本事業において「認定農業者」という。）あるいは同法第 14 条の 4 に基づき青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下、本事業において「認定新規就農者」という。）であること。
- （2）グループの代表者が認定農業者あるいは認定新規就農者であること。
- （3）規約等に基づいて会計事務等を滞りなく実施できること。

3 区市町村

4 その他、東京都（以下「都」という。）が特に認める団体・グループ

第 3 事業内容

実施要綱第 3 の 1 に基づき本事業により支援する取組は、生産・出荷・販売力等を強化するための新たな取組とし、将来的な競争力強化につながるものとする。

第 4 事業計画の策定

- 1 事業実施主体は、本事業により取り組もうとする内容等について記載した事業計画を別記様式 1－1 及び 1－2 により策定し、別記様式 2 の事業計画認定申請書と併せて提出し、知事の認定を受けるものとする。ただし、第 2 の 3 に定める区市町村が事業実施主体となる場合は、別記様式 1－2 は不要とする。
- 2 都は、1 により提出された事業計画等について、農業改良普及センターを始めとする都の関係部署意見を参考にし、支援の可否の判断を行うものとする。
- 3 事業実施主体は、事業計画について次のいずれかに該当する変更を行う場合は、1 の規

定を準用するものとする。

- (1) 事業内容の著しい変更
- (2) 補助対象経費の3割を超える増減
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) その他、知事が特に必要と認めたとき

第5 助成措置

- 1 本事業による補助は、補助対象経費の2分の1以内（山村・離島地域は3分の2以内）とする。
- 2 1事業実施主体当たりの補助金の下限及び上限の額は別途定める。

第6 報告

事業実施主体は、本事業の完了後速やかに、当該事業実績について記載した完了報告を別記様式3-1により作成し、都へ提出するものとする。

また、都の会計年度が終了したときは、事業が完了しない場合でも完了報告を提出する。提出方法は、都が別途定める。

第7 推進体制

本事業の円滑な推進及び将来的な農園芸作物の振興施策の推進に資するため、第4の1に基づく事業計画、第6に基づく完了報告等の事業実施に係る内容については、必要に応じて農業改良普及センターを始めとする都の関係部署で共有するものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、花と緑の競争力強化支援事業実施要領（令和4年4月1日付3産労農振第2692号）（以下、「旧実施要領」という。）は、令和7年3月31日に廃止する。
- 3 この要領の施行前に、旧実施要領に基づいて行われた行為は、この要領の施行後もなおその効力を有する。

別記様式 1-1 (第 4 関係)

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業
(変更) 事業計画書

(事業実施主体名：)

1 現状と課題

--

2 事業の概要

(1) 目的

(新たな取組であることを分かるように記載すること。)

(新たな取組であることを分かるように記載すること。)

(2) 取組内容・期待される効果

(実施期間、実施場所等、具体的に記載すること。)

(実施期間、実施場所等、具体的に記載すること。)

(3) 経費内訳（経費一覧表、積算根拠資料等、詳細がわかる資料を添付する）

取組内訳	予 算 額 (円)	備 考 (主な経費について記載)
計		

3 事業実施主体の概要

団体名・区市町村名	
代表者氏名（役職）	
事業実施主体該当要件 （該当に○印を付ける）	1 都内の生産者団体 （農業協同組合またはその連合会、農業協同組合の生産者部会） 2 都内生産者グループ 3 区市町村 4 その他、都が特に認める団体・グループ
事務担当者 所属・役職・氏名	
連 絡 先	（住 所） （電 話） （メール）

4 添付資料

- （１）事業実施主体の農業経営（または管内農業）の概要（別記様式１－２（別紙））
（内容を網羅していれば団体の総会資料等に代えることができる。）
- （２）定款等、団体の規約
- （３）認定農業者あるいは認定新規就農者の認定証のコピー（実施要領第２の２に規定する任意の都内生産者グループ、及び、実施要領第２の４に規定する都が特に認める団体・グループの場合）
- （４）経費一覧表
- （５）見積書等経費の積算根拠となる資料
- （６）本補助事業の実施により収入が発生する場合、収支計画書

※実施要領第４の３に基づく変更を行う場合は、変更部分について二段書きするものとし、変更前を上段に（ ）書きにして作成、提出すること。

事業実施主体の農業経営（又は管内農業）の概要

団 体 名				
所 在 地	(住所) (電話) (メール)			
設立年月日	年 月 日 設立			
主要な経営品目				
役員・構成員	氏名	役職	※グループの場合、 認定農業者等の別	
全組合員数 (全構成員数)	名			
雇用者内訳	常時雇 名、臨時雇 名、その他 名			
農業経営 (管内農業)の内容 (年実績)	経営品目 (部門) 名	栽培面積 (a)	出荷量 (鉢・本)	売上金額 (万円)
主な農地の所在地 (区市町村名)				

(注) 実施要領第 2 の 2 に規定する都内生産者グループの場合は、構成する生産者のうち認定農業者
あるいは認定新規就農者の認定証のコピーを添付すること。

東 京 都 知 事 殿

所在地

団体名
代表者の役職名
氏名

印

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業 事業計画（変更）認定申請書

農園芸作物の生産販売力強化支援事業について、農園芸作物の生産販売力強化支援事業実施要領（令和7年4月1日付7産労農振第143号）第4の1（変更の場合は第4の3）により、下記により事業計画の（変更）認定を申請します。

記

別紙のとおり

年度農園芸作物の生産販売力強化支援事業
完了報告書

(事業実施主体名：)

1 事業の概要

(1) 目的

--

(2) 取組実績・成果

(実施期間、実施場所等、具体的に記載するとともに、得られた成果を記載すること。)

(実施期間、実施場所等、具体的に記載するとともに、得られた成果を記載すること。)

(3) 今後の方向性



(4) 経費内訳（経費一覧表、領収書等支出根拠資料等、詳細がわかる資料を添付する）

取組内訳	実 績 額 (円)	備 考 (主な経費について記載)
計		

※詳細内訳を添付すること。

※事業計画書（又は変更事業計画書）に記載した予算額との変更部分については二段書きするものとし、変更前を上段に（ ）書きにすること。

2 添付資料

(1) 取組実績の写真

(2) 取組実績のうち配布・利用実績等がある場合、その数量・回数等詳細がわかる資料

(3) 本補助事業の実施により収入が発生する場合、収支決算書

(4) その他、取組実績の詳細がわかる資料